

京都府環境影響評価条例の概要

1 環境影響評価（環境アセスメント）制度とは

- 環境アセスメント（環境影響評価）制度は、大規模な開発事業で環境に及ぼす影響が著しいものとなるおそれのあるものについて、事業者がその事業の実施に当たって、あらかじめ環境影響評価（調査・予測・評価）を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聴いた上で適切な環境保全対策を検討するための手続を定めたもの。
- 環境影響評価の結果を事業内容に反映させることで、よりよい事業計画（環境の保全及び創造について適正な配慮がなされることを確保し、持続的発展が可能な開発）につなげるための制度。

2 環境影響評価制度の経緯

昭和44年（1969年）	国家環境政策法（NEPA）制定（アメリカ）
昭和47年（1972年）	「各種公共事業に係る環境保全対策について」（閣議了解）
昭和56年（1981年）	旧「環境影響評価法案」（廃案）
平成元年（1989年）	京都府環境影響評価要綱制定
平成9年（1997年）	環境影響評価法公布
平成10年（1998年）	京都府環境影響評価条例公布
平成11年（1999年）	環境影響評価法・京都府環境影響評価条例施行
平成23年（2011年）	改正環境影響評価法公布（計画段階配慮書手続等導入） 改正環境影響評価法施行令公布（風力発電所追加） 改正京都府環境影響評価条例公布（図書の公表義務化等）
平成24年（2012年）	改正京都府環境影響評価条例施行規則公布（風力発電所追加） 改正京都府環境影響評価条例施行（図書の公表義務化等） 改正環境影響評価法施行令、条例施行規則施行（風力発電所）
平成25年（2013年）	改正京都府環境影響評価条例公布（計画段階配慮書導入） 改正環境影響評価法施行（計画段階配慮書手続）
平成26年（2014年）	改正京都府環境影響評価条例施行（計画段階配慮書導入）

3 対象事業

環境影響評価法の対象とする事業は、事業の態様等から規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業であって、かつ、法律上、当該事業の内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途があるものについて、事業の実施における環境の保全上の配慮が確保されるようにする。という基本的な考え方に基づいて選定されています。

府条例では、法の対象外である事業（横出し）や、法よりも小規模な事業（すそ下げ）も対象にすることで、法の対象事業以外の事業についても、府条例によるアセス手続を事業者に求めている。（表1のとおり）

また、対象事業は、その規模により次のように区分されている。

（1）第一種事業

規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるもので、環境影響評価の手続を行う必要がある事業

（2）第二種事業

第一種事業に準じる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（スクリーニング）を行う必要がある事業

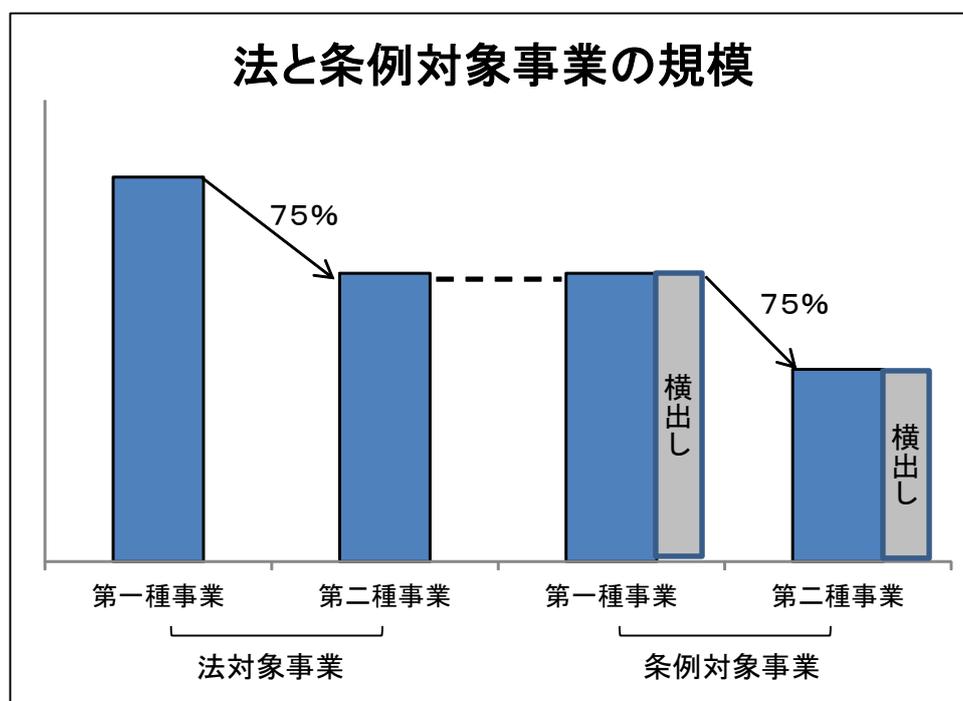


図1 法と条例の対象事業の規模の概念図

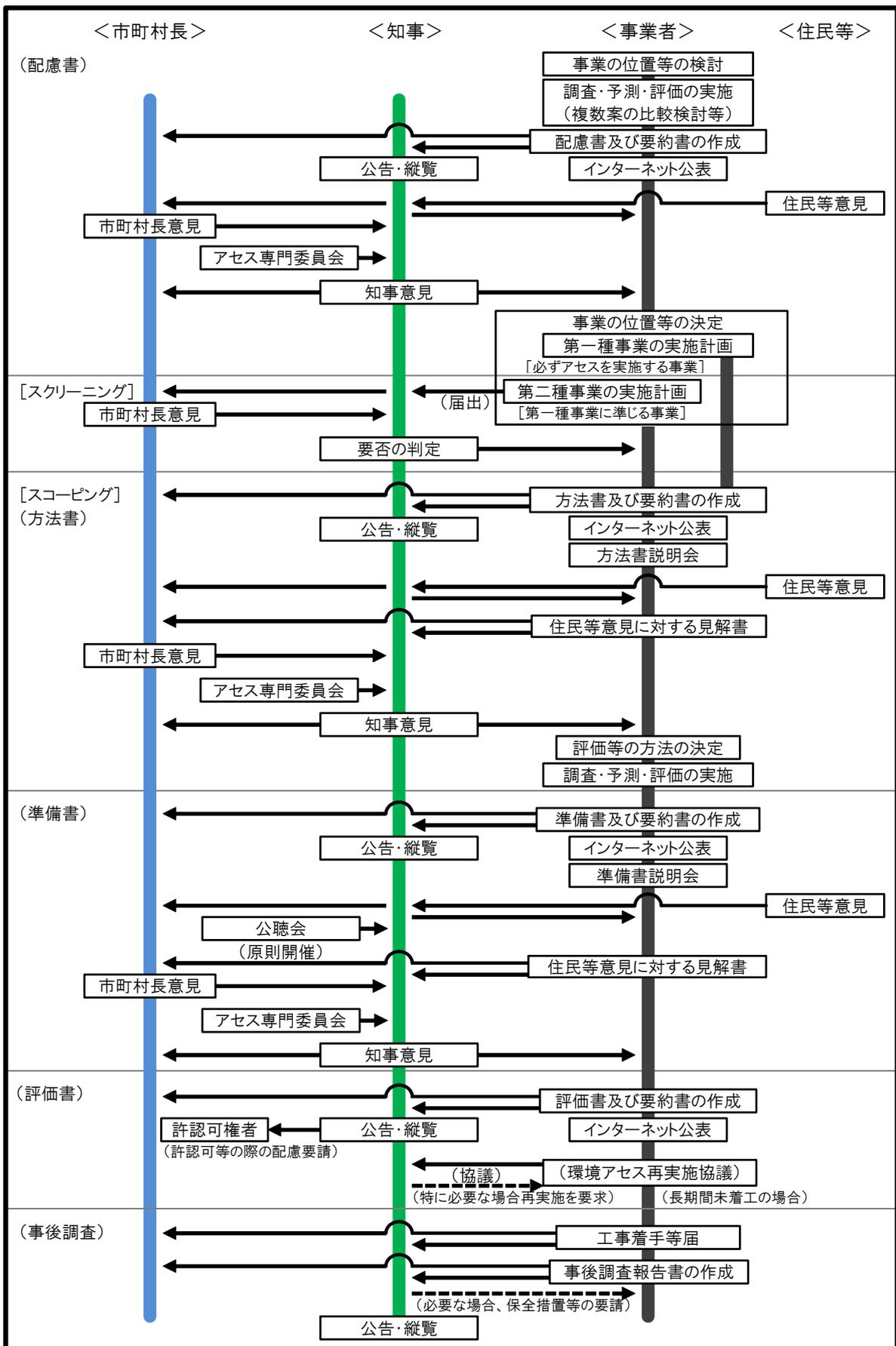
表1 法及び条例対象事業一覧

事業の種類・内容	法第一種事業 (法アセス必須)	法第二種事業 (必要性判断)	条例第一種事業 (条例アセス必須)	条例第二種事業 (必要性判断)
1 道路				
高速自動車国道 首都高速道路等	全て 4車線以上のもの			
(1) 一般国道等	4車線・10km以上	4車線・7.5km以上	同左	4車線・5km以上
(2) 林道	幅員 6.5m・20km以上	幅員 6.5m・15km以上	同左	幅員 6.5m・10km以上
(3) 特定地域林道			幅員 5m以上・10km以上	
(4) その他の道路			4車線・7.5km以上	4車線・5km以上
2 ダム等				
(1) ダム	貯水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(2) 堰	湛水面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
(3) 放水路	土地改変面積 100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
3 鉄道				
新幹線鉄道	全て			
(1) 普通鉄道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
(2) 新設軌道	長さ 10km以上	7.5km以上	同左	5km以上
4 飛行場				
	滑走路長さ2,500m以上	1,875m以上	同左	1,400m以上
5 発電所				
(1) 水力発電所	出力 30,000kW以上	22,500kW以上	同左	16,500kW以上
(2) 火力発電所	出力 150,000kW以上	112,500kW以上	同左	84,000kW以上
地熱発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上		
原子力発電所	全て			
風力発電所	出力 10,000kW以上	7,500kW以上	1,500kW以上	
6 廃棄物処理施設				
最終処分場	埋立処分場所面積 30ha以上	25ha以上	5ha以上	
廃棄物焼却施設			処理能力 4t/時間以上	
し尿処理施設			処理能力 100kl/日以上	
7 水面の埋立て及び干拓				
	50ha超	40ha以上	同左	30ha以上
8 土地区画整理事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
9 新住宅市街地開発事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
10 工業団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
11 新都市基盤整備事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
12 流通業務団地造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
13 住宅団地の造成事業				
	100ha以上	75ha以上	同左	50ha以上
14 工場又は事業場の設置				
			最大燃料使用量 15kl/h以上 平均排出水量 10,000m ³ /日以上	10kl/h以上 7,500m ³ /日以上
15 農用地の造成事業				
			75ha以上	50ha以上
16 レクリエーション施設用地の造成事業				
			75ha以上	50ha以上
17 規則で定める事業				
複合開発			75ha以上	50ha以上

※ 特定地域 = 自然公園法、森林法、京都府環境を守り育てる条例等により指定等されている地域

4 環境影響評価手続の流れ

図2 府環境影響評価条例手続の流れ



配慮書

- ・ **事業の位置等の検討** 事業者は事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行います。
- ・ **調査・予測・評価の実施** 環境保全及び創造のために配慮をしなければならない事項について検討を行います。
- ・ **配慮書及び要約書の作成** 事業者は調査・予測・評価の結果を配慮書としてとりまとめ、それを要約した書類（要約書）とともに、知事及び市町村長に提出します。
- ・ **公告・縦覧** 知事は、配慮書が作成されたことを公表（公告といいます。）し、府庁等で誰でも見られるようにします（縦覧といいます。）。
- ・ **住民等意見** 配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、知事へ意見書を提出することができます。
- ・ **知事意見** 知事は、市町村長意見を聴くとともに、学識経験者で構成するアセス専門委員会の意見を聴くなどの検討を行い、事業者に意見を述べます。
- ・ **事業の位置等の決定** 事業者は住民等意見及び知事意見を踏まえて、事業の位置等を決定します。

スクリーニング（ふるいわけ）

知事は、第一種事業に準じる規模の事業（第二種事業）について、市町村長意見を聴いて、環境アセスメントの実施の要否の判定を個別に行います。

スコーピング（項目 手法の絞り込み）

事業者は、環境アセスメント実施方法等（環境アセスメントを行う項目及び調査等の方法）を住民意見等を踏まえ決定します。

方法書

- ・ **方法書及び要約書の作成** 事業者は、環境アセスメント実施方法等について、方法書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。
- ・ **方法書説明会** 事業者は、方法書の内容について、関係住民の方に理解を深めていただくために住民説明会を開催します。
- ・ **住民等意見に対する見解書** 事業者は住民等意見についての見解書を作成し、知事及び市町村長に提出します。
- ・ **評価等の方法の決定** 事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえて、評価等の方法を決定します。

準備書

- ・ **準備書及び要約書の作成** 事業者は、調査等の結果や環境の保全及び創造のための措置等について検討した結果を準備書及び要約書としてとりまとめ、知事に及び市町村長に提出します。
- ・ **公聴会** 知事は、公聴会を開催します。準備書の内容について環境の保全及び創造の見地から意見のある方は、公聴会において意見を述べることができます。

評価書

- ・ **評価書及び要約書の作成** 事業者は、住民等意見及び知事意見を踏まえ、準備書の内容について検討を行った上で、評価書及び要約書を作成し、知事及び市町村長に提出します。
- ・ **許認可等の際の配慮要請** 知事は、許認可等を行う際には評価書の内容に配慮し、又は許認可権者に対し許認可等の際に配慮するよう要請します。

事後調査

- ・ **工事着手等届** 事業者は、工事に着手するときは、知事及び市町村長に工事着手等届を提出の上で、評価書の内容を踏まえ、環境の保全及び創造に配慮して事業を実施するとともに、評価書に記載された内容に従い、事後調査を実施します。
- ・ **事後調査報告書の作成** 事業者は、事後調査の結果を事後調査報告書としてとりまとめ、知事及び市町村長に提出します。

5 本府における環境影響評価の手続の状況

平成元年の京都府環境影響評価要綱の施行以降、道路9件、レクリエーション施設6件、廃棄物焼却施設3件、土地区画整理事業2件、鉄道1件、電気工作物1件の計22件についてアセス手続が実施された。

表2 環境影響評価手続実施事業一覧（27年末現在）

手続の種類	事業の種類	事業名	場所	縦覧開始日			
				配慮書	方法書	準備書	評価書
法アセス	道路	京奈和自動車道 (大和北道路)	木津川市ほか	—	16年11月9日	18年9月26日	20年4月25日
	鉄道	奈良線第2期複線化事業	京都市ほか	25年11月5日	26年3月3日	27年3月2日	
条例アセス	一般廃棄物 焼却施設	長谷山清掃工場更新事業	城陽市	—	13年3月2日	15年4月18日	16年1月9日
		折居清掃工場更新事業	宇治市	—	25年1月8日	26年11月28日	27年10月13日
	産業廃棄物 焼却施設	(仮称)綾部総合工場	綾部市	—	20年2月1日	24年2月10日	25年3月15日
閣議アセス	道路	京都市道高速道路1号線	京都市	—	—	6年5月16日	6年11月1日
要綱アセス	レクリエーション施設 等	ジャパングレンリーフカントリークラブ	亀岡市	—	—	2年4月10日	2年11月6日
		(仮称)丹波高原ゴルフ場	京丹波町	—	—	2年6月12日	3年3月8日
		(仮称)サンディエゴカントリークラブ日吉コース	南丹市	—	—	3年7月19日	4年3月31日
		(仮称)宝山ゴルフ倶楽部	亀岡市	—	—	3年10月15日	4年4月24日
		ロイヤルクラシックゴルフ&リゾートクラブ	京都市	—	—	3年11月12日	4年5月19日
	(仮称)京都奥山田CC	宇治田原町	—	—	7年8月22日	9年7月8日	
	道路	近畿自動車道敦賀線 [閣議アセス]	舞鶴市	—	—	2年8月14日	3年7月19日
	電気工作物	舞鶴発電所 [省議アセス]	舞鶴市	—	—	6年5月2日	7年1月17日
要綱アセス (都市計画)	道路	京都縦貫自動車道綾部宮津線 [閣議アセス]	綾部市ほか	—	—	2年8月17日	2年11月27日
		第二名神自動車道宇治田原城陽線 [閣議アセス]	城陽市ほか	—	—	3年3月14日	3年9月24日
		京都高速道路 [閣議アセス]	京都市	—	—	4年10月16日	5年3月16日
		京都縦貫自動車道丹波綾部線 [閣議アセス]	京丹波町ほか	—	—	5年10月15日	6年2月14日
		第二名神自動車道城陽八幡線 [閣議アセス]	京田辺市ほか	—	—	6年5月10日	7年7月7日
		鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線	京丹後市ほか	—	—	11年1月5日	11年4月16日
	土地区画 整理事業	精華台土地区画整理事業 [閣議アセス]	精華町	—	—	3年6月14日	3年8月2日
		木津中央特定土地区画整理事業 [閣議アセス]	木津川市	—	—	7年5月12日	7年8月25日

- 注1 京都府環境影響評価要綱の施行（元年9月）以降に実施されたものを掲げています。
 2 「法アセス」は、環境影響評価法に基づき行われたものです。
 3 「閣議アセス」は、昭和59年の閣議決定に基づき行われたものです。
 4 （都市計画）は、都市計画決定の手続の中で行われたものです。
 5 舞鶴発電所の「省議アセス」は、昭和52年の通商産業省省議決定に基づき行われたものです。
 6 方法書手続は、環境影響評価法及び条例で導入された制度で、それ以前の制度にはありません。
 7 配慮書手続は、法では25年4月から、条例では26年7月から導入された手続です。
 8 京都市の制度による手続が行われた事業は含んでいません。

6 環境影響評価の項目

環境アセスメントを行う項目を大きく区分すると次のとおりです。

区 分	項 目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、底質、地下水、地形・地質、土壌、その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物、植物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観、人と自然との触れ合いの活動の場
環境への負荷量の把握	廃棄物等、温室効果ガス等
歴史的・文化的環境の保全	歴史的・文化的環境、文化財、埋蔵文化財包蔵地